

協力雇用主とは

犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立や社会復帰への協力を目的として、犯罪や非行をした人を雇用（又は雇用しようとする）事業者のことで、

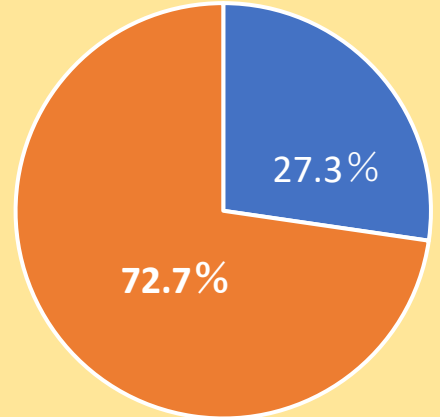
再犯防止を支える

犯罪や非行をした人が再び社会に戻った時にこれらの人が再び犯罪や非行に至ることを防ぐためには**仕事に就く**ことが重要です。

刑務所再入所者の約7割が再び犯罪を犯した時に無職です。

協力雇用主は、就労という支援をとおして、これらの人が地域に定着し再び犯罪を犯してしまうことを防ぐために必要不可欠な存在です。

再犯を犯した人の多くは際は再犯時に仕事についていませんでした。



■ 有職者 ■ 無職者

協力雇用主の現状

全国には約25,000の協力雇用主がありますが、実際に雇用している事業者は、そのうち約1,000にとどまっています。

建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めており、従業員規模100名以下の事業者が8割を占めます。

犯罪や非行をしてしまった人の社会復帰を支えるためには事業者との適切なマッチングが重要となります。

幅広い業種の事業者が登録することで、『やり直したい』という思いを支えることに繋がります。

協力雇用主になるには

協力雇用主となるには保護観察所への登録が必要です。

登録に際し、登録届、誓約書、役員名簿及び役員等本人確認書類などの提出をします。

保護観察所の審査を経て協力雇用主として登録された後は、県就労支援事業者機構をとおして事業者の選定依頼があり、雇用の打診・面接がなされます。

協力雇用主となるメリット

刑務所出所者等就労奨励制度による奨励金の支給や、公共事業の入札における優遇措置等があります。

安城保護区雇用主会の活動

安城保護区雇用主会には市内41社の事業者が加入しています。
(令和7年4月現在)

加入業者の業種は様々で土木工事、建設業のほか自動車販売整備や飲食業を行う事業者もあります。

社会復帰を目指す刑務所出所者の就労に対するニーズは近年多様化が進んでいます。

本会では、就労意欲向上につながる、様々な業種の雇用主の開拓を目指しています。

また県内研修をとおして会員間の意見交換を行っています。

7月に行われる法務省主催の『社会を明るくする運動』では、市内8中学校区のミニ集会に参加し、地域の様々な立場の皆さんとの意見交換を行うほか、本運動のPRとして、各事業所において啓発グッズの設置配布に取り組んでいます。



法務省ホームページより

総会：令和6年4月



安城保護区協力雇用主会の主な年間活動

4月 総会

7月 社会を明るくする運動
ミニ集会への参加

9月 コレワーク中部
雇用主セミナー

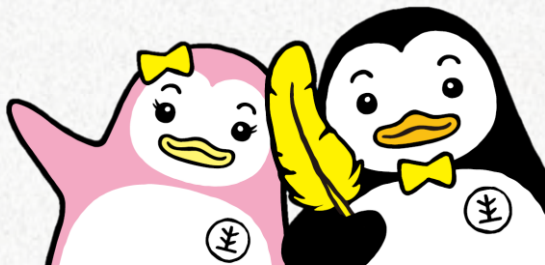
1月 県内研修 法廷見学



県内研修：令和7年1月9日
名古屋地方裁判所



令和6年9月4日
コレワーク中部セミナー



更生ペンギン サラちゃん・ホゴちゃん

立ち直ろうとする人々をいつも暖かく見守り
犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しい
ペンギンです。

協力雇用主の登録についてのお問い合わせ先

名古屋保護観察所就労支援班

住所 〒460-8524 名古屋市中区三の丸4-3-1 電話 052-951-2941

安城保護区協力雇用主会入会のご希望他問い合わせ先

安城保護区協力雇用主会事務局（安城市役所内）安城市社会福祉課社会福祉係

住所 安城市桜町18番23号 電子メール shakaifukushi@city.anjo.lg.jp

電話 0566-71-2262 FAX 0566-74-6789



犯罪や非行をした人を雇用し、
社会復帰を支える

協力雇用主を 募集しています



雇用で支える、立ち直り。